

と見え、念佛の作法に就ては、治承四年九月八日の條に

八日^巳丁晴請佛嚴聖入自今日夕始念佛之故也、最恒例所作也、雖所勞殊重、此願不可退、仍枉所始也、凡今般之疾勝於先々、内心極弱非無其恐、入夜始所作、股膝不叶心、行步如不通、左右手健冷又快難動、仍不能用念珠、只焚香知數遍、依聖人教也、又四威儀之中行住坐皆以不可叶、仍偏以臥也、是又依疾重、聖人計之故也、(下略)

など見え、養和二年三月廿日本成房に三衣を傳受

孝明天皇の聖謨

文學士 松野 遵 崇

一
徳川氏は創業以來幕府の基礎を鞏固にして其の權威を伸張せんが爲めに所有る手段を講じ、其れ

し、法名を眞理と付する記事の如きも亦此に參照さる可きものである。人或は斯様な信仰が其後源空に歸依して、一向專修に變つたのであると論ずるかも知れぬが、法然上人に對する態度も既述の如しとすれば、俄に首肯し難い説といはねばならぬ。要するに、淨土教側に傳ふる傳説は今一應の吟味を受けねばならぬとは明白なる事實である。

(大正十二年十月二日於賀茂記之十一月十五日修正之)

が爲めには朝廷をも甚しく抑壓し奉り憚る所が無かつたのである。彼の元和元年に制定した禁中並公家衆法度の如きは天皇御日常の御行爲にまでも

干渉し奉つたものであつて、朝官の任免すら叡慮の儘にはならないやうにしたものであつたが、之の後には幕吏を宮中仙洞などに置いて常に朝廷を監視し奉り、聊たりとも幕府の政策に反する事なきやうに努めた。天皇はこれが爲めに、久しい間大權の運用を妨げられ給ひ、稜威は覆ひ隠されてしまつたのである。然るに幕府をして斯くの如き朝廷に對する久しい間の傳統的政策を捨て、重要な政務は必ず朝廷に奏上して之が御裁可を奏請するといふ風に態度を改めしめ、終に後年王政復古となるべき端緒を開かせられたのは固より時運の發展に伴ひ次第に勃興して來た尊皇思想の影響にも依り、又其の動機は外艦の渡來にあつたとは云へ、其の主要なる原因は實に孝明天皇の不世出の御英主にましました事に歸し奉らねばならぬ。

天皇は弘化三年二月、仁孝天皇崩御の後を受け、皇統を嗣がせられた。當時諸外國は頻りに東洋

方面に著目して競ふて利權の獲得を圖り、露英の如きは既に以前から其の船艦は屢我が近海に出沒して或は通商を求め、或は所々に狼藉を働いて少からず世人を惶惑せしめ、之が爲め國防の必要を唱へる者も生じて、國內漸く多事ならんとするの形勢であつた。斯かる際、弘化三年閏五月は米國の軍艦二隻浦賀に至つて互市を開かん事を求めたが、幕府は其の國禁なる旨を告げて之を拒絶したから、七月に至つて漸く其の地を去つた。天皇は御踐祚後未だ間もない時であらせられたが此事を聞食して大に叡慮を惱ませられ、同年八月、時の關白鷹司政通に仰せ下されて、近來異國船が時々渡來するに就いては少からず叡慮に掛けさせられるから、善く籌策を運らして神州の瑕瑾とならぬやう指揮すべく、尙ほ異國船の近狀は詳かに奏聞すべき旨を幕府に傳へさせられた。是に於て幕府は仰を奉じて十月に所司代をして外國船渡來の狀

況を奏聞させた。外國事件に就いて勅命を幕府に下され、幕府が之を上奏したのは實に之を以て嚆矢とする。尋いで嘉永二年英國の軍艦が浦賀及び

下田に來つて海岸を測量し、乗組員が上陸した事が傳はつたので、翌三年十二月に朝廷から再び幕府に御沙汰が有つて其の近狀を奏聞させられた。

是等の事は一見當然の事のやうではあるが、從來政務上の事はすべて將軍に總委任なされて居ると稱して、朝廷を顧みなかつた幕府をして、國家の大事に就いては之を朝廷に奏聞するといふ新例を作らせた蛹を爲すものとして極めて重要な變革と謂はねばならぬ。後年ペリーが來航した際に井伊直弼をして外國交通の事は須らく天朝に奏すべしと明言させたのも、更に又ハリスが通商條約の締結を要求した際に、幕府をして之が勅許を奏請せしめるに至つたのも、決して其時に初めて其の必要を悟つたのではなく、以前から既に斯くの如

き新機運の胚胎し來つたからであり、而して其の起源をなすものは此の弘化の勅命であつたと謂ふべきである。

やがて嘉永六年となつて米國の提督ペリーが軍艦四隻を率ゐて浦賀に來航し、我れにあつては未だ嘗て見たこともない精銳なる武器を以て威嚇し乍ら我れに開國を迫つた。幕府は初め彼をして長崎に赴かせようとしたけれども容易に聽かず、遂に彼れの欲するが儘に此地に於て大統領の國書及び信任狀を受理しなければならなかつた。けれども彼は直ちに回答を迫らず、之を明年再來の際に約して一旦琉球方面に退去する事とし、其の出發に臨んで軍艦を一層灣内に進めて神奈川沖で水深の測量を爲し驚き騒ぐ人々を尻目に掛け乍ら悠々と波濤を蹴つて出で去つた。

米艦の渡來は我國の上下を驚動させた。寛永以來二百餘年間の鎖國の夢から醒めて俄に國防武備

の薄弱なる事に氣が附いた今更如何ともする事が出来ず、其の不用意を悔いつゝ徒らに狼狽するのみであつた。幕府當局にあつても彼れの要求の許否に就いては從來の如く獨斷を以て決することが出来ず、之を諸侯に詢ると共に一方所司代をして米艦渡來の事情を委細に奏上させた。主上は之を聞し召して大に叡慮を惱まされ、親ら天地神明に所請を疑らさせられたのみならず七社七寺に命じて外夷の退攘四海靜謐を祈らせられ、幕府に向つては米艦再渡の際に於ける措置について審かに奏上すべき旨を命ぜられた。

米艦渡來の翌月、露國からも亦提督プーチャチンが軍艦四隻を率ゐて長崎港内に來航し、國境の協定及び通商の開始を要求した。幕府は吏を派して之と對應させ、折衝に數月を費した後漸く彼をして問題を後日に保留する事に同意させて退去せしめた。此時にも主上は所司代及び禁裡附の士に

其の狀況を御下問あらせられ、兩人からそれく答奏し奉つたのである。斯くて翌年の正月になつてペリーは約の如く再び神奈川に來つて前年の回答を要求したから幕府は遂に之を拒否する事が出来ず、三月に彼と和親條約を締結するに至り、次いで閏七月には英國軍艦四隻長崎に來航して其國の船舶の諸港に寄泊すべき認諾を求めたから、八月に之とも和親條約を締結した。曩に一旦退去した露國のプーチャチンは米英兩國が我國と和親條約を締結した事を聞いた故か、同年九月十八日軍艦デアナに乗じて突然大阪安治川沖に到着した。彼は此地の開港を望んだのである。意外にも外艦が京師近く渡來した事であるから京師上下の驚愕は其極に達し、今にも禁闕を侵されやうかと、人晝夜安き心も無かつた。大阪城代は大に恐懼して連かに退歸させねばならぬとして百方彼を説諭し十月三日に至つて漸く薪水食糧を給與して下田

に向つて退去させた。斯くて彼所に於て幕吏は彼と會見して十二月に彼國とも和親條約を締結したのである。

斯くの如く外艦が頻々として我國に渡來して開國を迫り、如何にしても彼等と和親條約を締結しなければならぬ状態に立ち至つたのであるが彼等は決して其れのみでは満足するものではなく、進んで通商互市を開始せしめねば止まなかつた。而も之は我國にとつては更に重大なる事件であつて、此の問題が起つてから朝幕の間に意見の疎隔を生じ延いて國內は甚しき紛糾動搖に陥つたのである。

安政三年七月米國總領事ハリスは、此問題を提げて第一に下田を訪れたのであつた。彼は頗る強硬なる態度を以て先づ江戸出府及び登城謁見を要求し、幕府は之を阻止せんとして殆んど一年の月日を折衝の爲めに空費したが容易に彼を屈せしめ

る事が出來ず、遂に其要求を容れて四年十月に登城謁見を許すに至つた。彼は將軍に謁したる後初めて老中堀田備中守に今回渡來の目的たる大統領の書翰を呈し、通商條約の締結を勸告したのである。幕府は初め其の許否に迷つて、有司に凝議させると共に他方に於て之に對する諸侯の意見を徵したのであるが議論區々として一定せなかつた。けれどもハリスの言ふ所一理無いではなかつたから強ひて拒絶する事も出來ず、遂に意を決して之を許可する事と定め、幕吏をしてハリスと談判を開始させると同時に京都所司代をして兩傳奏によつて通商及び外吏の駐在を許可する事等に對する幕府の内意を上奏させ、後更に特使を派して談判の経過を上奏し尙ほ御下問にも應じさせる事としたのである。（安政四年十二月）然るに當時我國の上下は久しい鎖國の爲に未だ海外の事情に通せず嘉永以來頻りに諸外人の渡來して種々の要求を爲

し、而も其の態度頗る傲慢であつて往々脅威喝を以て強制的に之に應せしめようとするのは、其の眞意那邊に在るか測り知り難いものであつたら、朝紳等が多く彼等外人の接近を拒まうとしたのは決して無理のない事である。故に幕府の上奏を聞いて朝紳の間には大に議論が沸騰したのであるが、結局、たとひ通商條約を締結するとしても畿内及び皇都近國には決して外人を近づけてはならぬことを幕府に通達した。斯かる間に江戸での談判は進捗して五年正月十二日に於ける最後の會見で略ぼ終了したが、之に調印するに就いては是非とも朝廷に奏請して勅許を得なければならぬので老中堀田備中守正陸外二名が上京して朝紳の間に斡旋することゝなつた。此事が聞へたから朝廷では夫れに對する方針を定める爲めに三公以下現在の公卿に命じて各意見を提出させられたが其の大多數は此際諸侯の意見を徴し、國論に依つて之

を決定するが善い、又假令之を許可するとしても畿内近國を開放する事は宜しくないと答申した。孝明天皇の靛慮も亦此の多數の意見と御同様であらせられたと拜察する。

二

此時に方つて朝廷の縉紳の幕府に對する態度は從來とは大に異つて、最早昔日の如く幕府を恐れて其忌諱に觸れぬやう命惟れ従ふといふ風では無かつた。斯くて朝幕の關係が大に變化して幕府の權威の漸次失墜して來たと共に朝廷の御威光が頓に勃興して來たのに就いては諸大名の京都手入といふ事が又至大なる原因を爲してゐる。

幕府は諸大名に對する政策の一として、彼等が朝廷に接近する事を深く懸念し、西國諸侯が參觀交代をする際にも大津から直ちに伏見に至るやうにして、彼等の京都通行を妨げた。又諸侯が朝紳と婚姻を結ばんとするには豫め幕府に願ひ出で、

其の許可を得なければならぬといふことも定めたけれども泰平が久しく續くに從つて幕府は此事に對する願慮を次第に薄らいで來た爲め何時とはなしに強藩と朝紳とが婚姻關係其他によつて互に相接近するやうに成つた。所へ邊警が漸く多事となり、世態が愈紛糾して來る及んで彼等朝紳に緣故ある諸侯が其手蔓によつて朝廷に入説し幕政を非議し尊王攘夷を唱へ朝威によつて幕府の弊政を匡正しようとしたのである。之が即ち諸大名の京都手入と云はれるものである。其等の中で著しいものは近衛家と緣故ある薩摩、尾張、應司家と關係ある水戸、阿波の諸藩であつて、其他仙臺、鳥取等の諸藩よりも密かに重臣が上京して運動したやうである。斯くの如き次第であつたから、朝紳の幕府に對する態度も自ら變兆を來たさぬわけには行かなかつた。

斯かる折柄堀田備中守は上京したのである。而

も彼は朝紳の幕府を見ること尙ほ昔日の如く、容易に幕府の言に服従するものと思ひ込んで居たのであるが、愈上京して彼等の態度の意外に強硬なるに甚しく困惑したのであつた。先づ正陸の奏請に對しては朝廷より、條約勅許の一條は容易ならぬ大事であつて神宮以下皇祖皇宗に對せられて窺念安からざる趣である。且つ此際最も必要なるは國內人心の居合であるから、三家以下諸大名の赤心を聞し召されたく思し召される。故に今一度幕命を下して諸大名の意見を上書させて窺覽に供へるやうにとの内旨を傳へられた。正陸は直ちに之を關東に報じたが、關東からは折返して人心の居合は當方にて如何やうにも御引請け申上げるから其點に就ては宸襟を安んせさせられるやうにと御答へ申上げた。此時關白九條尙忠は幕府の爲めに周旋して、今度の事に就いては萬事關東に御委任あらせられるとの勅詔を正陸に下されようとした

けれども、大閤鷹司政通、左大臣近衛忠熙、内大臣三條實萬を始め諸卿は悉く之に反對して大に其の不可を論じた。孝明天皇にも此事に就いては痛く宸襟を惱ませられて、屢宸翰を忠熙、實萬等に賜はり、幕威を恐れて國家の大事を誤まることなく、飽くまで叡慮を貫徹するやうにと御望み遊ばされた。斯くて朝廷では硬論派が勝を占めて、幕府を庇護すると目ざゝれた傳奏東坊城聰長は幕府の同意を要した數百年の規格を破つて朝廷の獨斷を以て罷免され、正睦に對しては往年下田開港の條約容易ならざる上、今度の條約の趣では御國威立ち難く思し召される、且つ諸臣の群議にも今度の條々は殊に御國體に拘り、後患測り難い由を申して居るから、猶ほ三家以下諸大名へも臺命を下して、再照衆議の上、改めて言上致すやうにとの御沙汰を下された。茲に於て正睦は又策の施すべきやう無く、遂に其の目的を達せずして空しく歸府

するの餘儀なきに至つた。當時此の條約勅許奏請事件の外、今一つ之と相關聯して局面を一層紛糾させたのは幕府の繼嗣問題であつた。此事に就いては此所に詳説する必要はないから、唯だ其の概要を言へば、將軍家定は頗る病弱であつたから早く繼嗣を定めて置く必要があつたが、其の候補者に就て議論が二派に分れ、一方は年長にして英明なる一橋慶喜を立てようとし、他方は年少ではあるけれども將軍に血統が近い紀州の慶福を立てようとし、前者は多く幕府反對派の大名が主張し、後者は主として幕府側の大名が主張したのである。而して兩者は何れも京都にまで入説して互に其の目的を達しようとするを努めた。

斯かる間に幕府の内部では紀州派の閣老等は相議して、此際幕府の中堅と爲つて反對派を威壓し得る有力なる人物を任用すべき必要があるが、其れには彦根の井伊直弼こそ最も適當であると認め

て其事を將軍に上申し、堀田正睦が京都から歸府した後二日を経た四月二十二日に彼を大老に任命した。

此時恰かも隣邦は支那は英佛の聯合艦隊に攻撃されて非常な敗北を取つたから、ハリスは機乗すべしとして、支那を破つた英佛兩國が戰勝の餘威に乗じて何時日本に押掛けて來るかも知れぬ、若し左様な事でもあれば其の要求は必ず米國のそれよりも過大であるに相違ない。彼等の來ない内に米國との條約に調印して置く方が日本に取つて得策であると言葉巧みに勸説したから幕府は遂に彼の策略に乗せられて勅許を得るの暇なく急遽條約に調印して仕舞つた。(六月二十日)斯くて調印の終つた翌日幕府からは堀田以下閣老連署の一書を兩傳奏に送り、已むを得ない事情があつて通商條約に調印を了した旨を報じた。朝紳等は斯くと聞いて幕府が勅許をも待たずに、國家の大事を取り

極めた不都合を甚しく憤り、志士浪人及び一部の大名も之を以て許すべからざる幕府の大失體で、正しく違勅の罪に當るべきものであると論じ、一橋慶喜及び田安慶頼は六月二十三日共に登城して嚴しく大老を面責し、翌二十四日には徳川齊昭、同慶篤父子、徳川慶勝の三人亦相携へて登城して大に大老、老中を詰責し、松平慶永も此日大老を藩邸に訪ふて其の不法を詰つた。けれども大老は言を左右にして巧に其の銳鋒を避けたから彼等は何れも要領を得ずして引返したのである。斯くて二十五日に幕府は遂に紀伊慶福を養君とする旨を公布して反對派の計畫を水泡に歸せしめ、且つ此の機會に於て彼等を嚴譴して幕威を示さねばならぬと、七月五日に齊昭、慶勝、慶永に致仕謹慎を命じ、慶篤、慶喜に登城停止を中渡した。將軍家定は之より前から大病であつたが此の所罰の行はれた翌日薨じ家茂(慶福)が將軍職を嗣いだ。

幕府が米國と通商條約を締結した後間もなく露國のプーチヤチンは品川に來つて同じく其の締結を要求したから今は之を拒むわけには行かず、七月十一日に米國と結んだと殆んど同様の條約を締結し、英蘭二國亦來つて之を求めたから同月相前後して締結し、九月には佛國とも之を締結した。

朝廷では條約調印問題に對する處置に就いて公卿等協議の結果、主として近衛忠勳三條實萬の議によつて、三家大老の一人に急遽上京を命じて事情を詰問する事とし、其旨を幕府に傳へた。此報が幕府に達した時(七月六日)には將軍家定は病氣危篤で、三家の内、尾張水戸二侯は既に蟄居を命ぜられ、大老も亦内外機務多端であつて出京する事が出来なかつたから、老中間部下總守を代つて上京させる事として其旨を奉答した。然るに間もなく(七月六日)家定が薨去したから、下總守の

上京も隨つて、延引されることゝなつた。

此頃天皇は幕府の内外に對する處置の宜しきを得ない事に就いて日夜甚く叡慮を惱ませられて居る中に、或る容易ならざる事をさへ聞し食された爲めに、畏くも御遜位の御思召を近臣等に洩らせられるに至つた。其事は次に掲げる文書によつて窺ひ奉られるのである。

一、讓國之事、先達書付差出候處、各只、止候計ニ而後考不承候處、是ハ誠ニ極密之事乍、大分彼是、テ毒害之沙汰區々ニ而用心致候様心得致吳候事ニ候、就右テモ、情考候ニ、一、身ハ如何様之仕合ニ成候テモ頓ト不苦候得共、左様之横死候モ歎ケ敷、且ハ矢張不孝皇統之瑕瑾カトモ存候、其上、之様成愚昧之者乍何カ格別ニ強意之様聞風ニテ於關東邊ハ定テ邪廳ニ成候哉ト被察候、就而者、毒殺之計策モ起リ候事ニ存候、就テハ此儘居位候テハ只々關東ニ逆候計ニテ、却テ事不成就ニ存候間、暫時讓位候テ避見儀候方宜哉ニ存候衆人讓國之事御止候得共、萬一此所ニテ横死候得ハ御止

候全(詮)モ無之、矢張讓位候モ同仕合ニ候半ス哉、何
分ニモ此邊得ト御熟考頼入候事(前後略)(近衛公爵家
所藏文書)

之は慥かに宸翰の寫と思はれるものであるが、年月も宛名も記されてはゐない。けれども一編の文意より推測して、安政五年七月より大獄に至る迄の間に右大臣鷹司輔熙に賜はつたものと認められる。茲に記されたる毒害の計の實否は兎も角として、たとひ風説に過ぎなかつたにもせよ、斯かる恐れ多い事が叡聞に達するに至つたのは、幕府の朝廷に奉對する態度に著しく尊崇の念を缺き不臣の點が多かつたが爲めであらう。併しながら主上に於かせられては「一身は如何様の仕合に成るとも苦しくは無い、たゞ不孝となり、皇統の瑕瑾と成らうかと恐れる」と宣はせられて居るのは誠に恐れ多い御事と申さねばならぬ。天皇の御遜位の御希望は此後も常に御念頭を離させられず、屢同事を仰せ出だされたのであつたが、何時も公卿等

の切なる御諫に依つて御心ならずも思召止まらせられたのであつた。

安政五年八月八日、天皇は忠熙、實萬等の議を納れさせられて、主として幕府の當路を更迭せしめ幕政の改革を行はせんが爲めに内勅を水戸藩に下される事となつた。其の要旨は幕府の有司が專斷を以て皇國の重事なる條約に調印し、事終つて後に奏上したのは輕卒の取計であつて御不審に思召される所である。斯くの如き有様では外夷の事は姑く措くも、國內の治亂如何であらうかと叡慮を惱される。其れ故、公武の實情を盡し東西合體して永久安全の策を講ずる爲め、三家大老の上京を命じたが、尾水兩家は罪が有つて謹慎中との事、其れは如何なる罪狀に困るか知り難いが、方今外夷の頻りに入津するに際し、柳營の羽翼を殺ぐは人心の歸嚮にも關するであらうと憂ひ思食される嚮に三家以下諸大名の衆議を聞き召されたいと御

望みあらせられたのも強ち外夷の事のみに関する
のではない。内憂が有つては、猶更の事であるから
此上に尙ほ大老閣老其他三家、兩卿、家門、外様
譜代の諸大名と共に群議を凝らし、國內寧靜、公
武一致を以て、愈長久に徳川家を輔翼する策を建
て、内を整へて外侮を防ぐ法を講ずるやうに」と
いふのであつて、外に水戸家は諸大名の筆頭であ
るからといふので、今回の勅諭の趣を奉體し、三
家以下の諸侯へも通達して共に協議せよとの叡旨
を傳へられた。けれども之を祕密に附するのは宜
くないとして、其後二日を経て幕府へも同様の勅
諭を傳へられた。一大名たる水藩へ斯くの如き重
大なる勅諭を下されたのは初めての事であつて、
従來の幕府の制度を無視した事であつたから、井
伊大老は大に驚き、直ちに水藩に向つては其れを
諸侯に通達する事を差留め（後に三家兩卿へのみ
通達する事を許した）朝廷に對しては急ぎ間部下

總守を上京せしめて委細を答奏させる事とした。

此所で少しく幕府と九條關白との關係に就いて
述べて置かねばならぬ。従來關白は幕府の政策に
一方ならず同情し、朝幕の間に在つて常に調停的
態度を執り來り、水藩へ降勅の際にも關白のみは
之に反對して其の連署に與からなかつたのである
幕府に反對の公卿が斯かる關白の態度に慚らす思
ふたのは勿論の事で、之が爲めに應司右府、三條内
府等は屢關白に辭職を勸告した程であつた。斯か
る際、水藩への降勅後間もなく、關白は事に依つ
て主上の逆鱗に觸れた事があつたから遂に内覽を
辭するに至つた。幕府は關白の地位が危殆に瀕し
たと聞いて大に驚き、關白にして其の地位を去つ
たならば幕府の意思は到底朝廷に達する望みが無
くならうと、極力擁護しやうと試みた。下總守の
急いで上京したのも一は其の爲めであつた。（彼は
九月三日に江戸を發した。）幕府に反對の公卿等は

下總守が愈上京すると聞いて、其れまでには是非も關白を辭職せしめねばなるまいと、主上に勧め奉り、勅使を以て辭職を促がしたから、關白も已むを得ず辭表を提出するに至つた。併し幕府は飽くまでも九條關白を其の地位に据へて置く必要として容易に其の辭職を認めず、之が傳達を受けても故らに答奏を遷延して居つた。幕府は朝廷の形勢が自家に取つて日々非となり行くのを見て、今の中に反對派に斷然たる威壓を加へて置かねば到底幕府の政策を遂行する事が出来ないと思ひ、先づ廟堂動搖の根元たる志士浪士を捕縛し、彼等の跪計を許して、朝官を暫服させんと試みたのである。それが所謂安政の大獄を執行するに至らせたのであつて、其端は下總守の著京する少し前から發せられてゐたのである。斯くて下總守の入京後は、一方に志士の逮捕鞫問を勵行すると共に、他方九條關白の復職を周旋し、其の辭職を差止めら

れたいどの幕府の意嚮を上奏した。關白排斥派の公卿も今は強ひて幕府に反對するの不利を曉つて關白を復職せしめる事に決し、十月十五日に關白内覽共に元の如く勤仕せよとの御沙汰が下つた。之れで下總守上京の第一の目的は達せられたのであつて、其後は關白の斡旋によつて幕府の意思が漸次に朝廷に通じ、條約調印の事は兎も角も事情を諒恕される事となつて、十二月晦日に下總守に其旨の勅書を賜はつた。之に依つて久しく朝幕の間に横はつて居つた條約無斷調印の大問題は漸くこゝに解決を告げたのであつた。併し乍ら此の目的を達せんが爲めに幕府が頻りに志士浪士を捕縛し、多數有爲の士を極刑に處した事は世人を甚しく憤激せしめ、幕府が反對派の強壓に努めた事が却つて益幕府に對する反感を高める結果となり、國內は之より大なる恐慌に陥ゐることゝなつたのである。

天皇は大獄の際に幕府が妄りに志士を捕縛拘禁する事を聞き召して御軫念あらせられたのは固よりの事であるが、此時、廟堂にも手を延ばさうとする様子が見えたから甚しく叡慮を惱ませられ、密かに薩藩などの力に依つて急を救はんと思はせられて十一月九日に左大臣忠熈に左の如き宸翰を賜はつた。

鳥渡私存念極内々申試候、宜敷御勘考希入候、別の事にて無之候。實に數々差纏れ、内部の所置暴計心痛候。何卒薩州杯へ密々仕損無様被成候て、姦賊を退治は成間敷哉。段々堂上へ手を掛け候様成候ては、誠に々々朝威廢れ歎敷大に混亂候間、何卒御勘考願入候。然に又々路にて奪取に相成候様成事にては、却て招害候次第故、其邊は用心堅固にて御勘辨成間敷哉。幸今度大納言殿房忠東行故、何卒親族の大名へ極密の言傳は成間敷哉。實此儘にては、不容易次第段々發起候間、何卒厚く御勘辨願入候。

けれども其事が抄々して行かなかつたものと見え

て、翌年二月十七日に幕府は遂に志士と關係が有ると目ざされた青蓮院宮尊融法親王(後の中川宮)に謹慎を命じ、次いで鷹司政通輔胤父子、近衛忠熈、三條實萬の四公をも辭官せしめた上、主上に救解の叡慮がましましたに拘らず悉く落飾を命ずるに至つた。(四月二十二日)此間、三月七日忠熈の尙ほ在官中、公に賜はつた宸翰に

昨日も申入候處、段々六ヶ敷成候時節、各左様に退身いたされ候而は、實に多勢に無勢、私一人商量辨別實以難行届、誠以大に心配、昨晚寢兼心配仕候。餘り心配之餘り同敷事乍再三申入候、(中略)昨日も申入候通、尤政事に御掛りはわるく候へ共、是迄通り只々入來なれば無子細存候事に候。何卒私存意尊公廣橋へ御咄にて何卒青門之處如元致し候方便は有間敷事に候や。何れ共是迄通入來有之様御配慮希入候事に候(近衛公母家所藏文書)と宣はせられてゐる。然るに此の御希望が未だ達せられ給はぬ内に又もや忠熈等は引續き辭官落飾を命せられるに至つたのであつて、此際に於ける

主上の御落膽は果して如何許りであらせられたであらうか。文久三年の宸翰二十五箇條中に

實以無益に無非之輩も蒙災難、朕意外之所置候義候、即戊午年儀各落傍之一件に候。實以朕心中碎肺肝之至、

無益之疑掛、堂上向も予腹心も存人は兎角退居に相成、後には内儀迄江も疑掛、無益に朕深心痛、不外聞之儀を仕出し吳候儀も有之□にて、誠に心痛候、

と宣はせられてゐるに依つても、大御心の程拜察し奉られるのである。

四

此頃の如き人心の不安にして動搖の激しい時代には、得て種々の浮説の生じ易く、人心を彌が上に恐怖狼狽せしめるものであつて、殊に外人の事に關するものは、最も人心に強き影響を與へた。安政六年ハリスと通商條約の談判中、彼は事の容易に進捗しないのを憤り、談判を中止して廣東に赴き、英艦を誘ふて今にも浪華に乗入れ京都を劫

かさうとするとの風説が傳つて、廟堂の内外を甚しく脅かしたものであるが、諸外國との條約調印後も亦左のやうな事が傳はつて、世人を少からず驚愕させた。其れは亞魯英佛之四州盟約和解と稱するもので、大要を記して見ると、「我等各國は往年來日本を屬國たらしめやうと謀つて居る。頃年米國が魁となつて先づ和親を求め次に通商を請ふたが、最初は容易に承諾の色がなかつた。因つて威嚇を以て迫つたが、言下に驚いて之を許した。誠に聞きしに劣る弱國であつて清國にも及ばない智勇共に三歳の小兒を謀るよりも易い事である。此上の遠謀成就は近い内に在る。我等の希望の如く八港口に商館を開く時は數里の散步區域を許すであらう。又右は八港以外の地であつても、漂流と云へば滞留を許すであらう。若し漂流者が有つても、日本の救助を受けぬ事を各國は誓約する。又商館附近の農商に耶蘇教法又は種々の物質上の

利を以て歡心を買ひ置き、地方、漂流船は少し許りの風波でも漂流と稱して次第に入港に集め、機を見て此等を蜂起せしめ、大阪は兵庫を一手にして京都に攻入れば、王都を取る事極めて易く、其時江戸に於ても神奈川と相策應し、東西一時に起れば警固の軍兵は一支もなく敗走するであらう。

下田浦賀は東西の遊軍で萬一敵軍優勢なる場合には加勢と成る。又新潟の商館は其國の兵糧運送を差止めたならば、江戸は忽ち糧食の窮乏を來す。

函館も同様に奥羽兩國の兵糧を動かさしめないやうにする。斯くて日本を屬國とした上は、下田以東は亞米利加領とし、下田以西兵庫迄は魯國領とし、兵庫以西は佛英兩國領とする事を茲に堅く盟約する」といふ意味のものである。之は固より虚構に相違はないが、當時の人々を恐怖させた事は並大抵でなかつたらうと思はれる。たとひ一部の人は其れが虚説であると知つたとしても、彼等外

人を疑懼する念を増した事は想像するに難くはない。斯かる流言飛語の生じて人心を誑惑せしめ易い時代であつたから、主上の御憂慮あらせられた事も一と入深かつたのであらう。

五

安政の大獄は幕府の豫期に反して却つて幕府に對する世人の反感を高め、益幕威を失墜せしめる結果となり、萬延元年には井伊大老は遂に櫻田門外に斃され其の後を承けて幕政に當つた老中安藤信正も皇妹和宮御降嫁の際に約した攘夷の實蹟の擧がらぬ爲め、文久二年正月阪下門外で要撃されるに至つた。此等は幕府に對する世人の反抗心の偶々爆發したものに外ならぬ。

和宮御降嫁の事は、幕府が公武を合體して人心を融和し、併せて失墜せる幕威を恢復せんとして企てた事であつて、是より先宮は既に有栖川帥宮と御婚約あらせられた事であり、主上も宮も固よ

り斯かる事は好ませられなかつたから、此の奏請は一旦却下されたのであるが、幕府は熱烈に懇願し奉り、且つ諸方面に手を廻はして極力運動したのである。此時幕府は若し此儀が叶はなければ恐れ多くも主上を遷し奉らんとして密かに舊例を調査させてゐるとの風説が傳はり、其事が何時しか叡聞にも達して、殊の外御逆鱗遊ばされたのであつたが、幕府の執拗なる態度に如何ともし給ふ事が出来ず、遂に己むを得ず之を容れさせられ、萬延元年十月勅許を賜ひ、翌年十月宮は御東下あらせられたのである。此事に對し主上の如何に御愛慮しましたかは左の文書に依つて窺ひ奉る事が出来る。

（上略）宮御下向には、於關東天子を奉配流舊例を深く穿鑿仕候趣叡聞に被及、殊外の御逆鱗にて、左程迄天子を侮外、夷をなづけ候幕府なれば、如何成防政をふるひ候儀難計、其上當地にては關白專關東へへつらひ禁庭

之勤仕を忘れ、唯々所司代を力に致し、關東に隨從の義、右之役人の中に茂隨從被致居候人も在之、甚御山斷難被爲成、宮の御下向の義も、尤も宮初より主上には彼是に御不望の御返答被爲在候御事ながら何分中途にて御模様かへ、關東へ通達に度々に相成候事共にて、終に御下向も被爲濟候御事、實に可恐御時節に深叡慮を被惱候御事にて（下略）（近衛公母家所藏文書）

宮の御東下の際には岩倉具視、千種有文等が供奉したが、天皇は兩人をして幕府の上配流の風説について厳しく幕府に推問せしめられ遂に將軍をして其事の絶無なる由の誓書を上らせられた。

通商條約の調印、戊午の大獄、和宮御降嫁の諸件は世人をして幕府に對する反感を愈深からしめ尊王斥霸の思想を益激成させたが、斯かる機運に乗じて、今まで永らく幕府の下に屈服しつゝあつた薩長等の雄藩が俄かに擡頭し來り、交々京都に乗り込んで朝幕の間に立つて周旋を開始するに至

り、其れと同時に豫てから幕府に反對の思想を懐いて居つた諸國の志士浪人も續々として上京し、縦横に奔走することゝなつたのは頗る注意すべき現象である。最初長藩が藩士を入京させて朝幕の間に周旋せしめようとしたのは失敗に終つた。次いで薩藩が文久元年の暮に藩士を上京せしめ、近衛忠房に就いて禁關守護の爲めに島津久光が兵を率ゐて上京する事、幕府に勅して安政の獄に罪せられた緝紳諸侯を赦免する事、慶喜を後見に、慶永を大老に任じて幕政を改革せしめる事等を入説せしめ、機會が熟するを待つて、久光は文久二年四月千餘人の兵を率ゐて入京し、忠房の邸を訪ふて具さに所見を開陳した。其の結果朝廷からは勅使を關東に派遣される事と成つたが、幕府は早くも此事を察して勅使の向下に先つて青蓮院宮、近衛忠熙、應司政通等の諸公並びに徳川慶勝、慶喜、松平慶永等を赦免すべき事を上奏した。けれども

尙ほ幕政改革の必要があるとして大原重徳を勅使に任じて關東に下し、慶喜を後見に慶永を大老に任ずべき旨を傳へさせられた。之によつて幕府は協議の結果、慶喜を後見職に慶永を政事總裁に任命した。朝廷が幕府の重職の任命に干渉せられ、幕府が之に屈從した事は朝幕の關係が如何に激變して來たかを知るべきである。長藩では曩きの失敗に鑑みて、藩主毛利慶親は其子定廣と共に自ら上京して周旋する事とし、久光の歸國と引き違へて上京し(文久元年七月)、此度は以前の策を抛棄して過激なる攘夷論を朝野に宣傳した。土佐藩主山内豊範も其頃(文久二年七月)同じく上京して毛利慶親と共に尊王攘夷を唱へて感んに國事に周旋した。

此時に當つて、都下に入り込んで來た長土始め諸藩の志士浪士は、もはや幕府を以て敢て恐れるに足らないものと看做し、其の行動は次第に露骨

激越となり、極端なる攘夷論を主張して遂には所在に暴行を働き、輦轂の下に腥風血雨の慘事を生せしめて憚る所がなかつた。（文久二年七月以後）彼等は元來愛國慷慨の士ではあつたが、唯だ熱情に驅られ、英氣の迸るに任せて暴舉に出でたものであつて、たとひ斯かる矯激なる一類に屬しない者であつても、其の所論は甚しく過激に互り、多少時代の大局に盲目的であつたとの誹りを免れる事が出来ない。而して彼等の熱烈に主張した攘夷論には、其の裏面に討幕論を潜めて居つた事は明白なる事實であつた。此等は長藩の士が大部分を占め、堂上では三條西季知、三條實美等が之と氣脈を通じ、彼等極端なる一派の爲めに廟議は左右されて、遂に文久三年四月十一日を期して主上は男山に行幸あつて親しく攘夷を祈願し給ひ、社前に於て將軍に攘夷の節刀を賜はる事と成つたのであるけれども當日に至つて、將軍は病と稱して供奉を

辭退し、其の代理を勤めた後見職慶喜も中途にて故障の由を申し出たから、此日は行幸には成つたけれども遂に節刀授與の御儀無くして還幸あらせられた。主上は極端派の計畫が次第に過激無謀に陥つて行くのを甚しく御歎き遊ばされ、折しも歸國中の島津久光を再び召登せて其の力に依つて彼等を制せんものと思召された。過激派は其事を漏れ聞いて大に驚き、關白傳奏に迫つて百方其の召喚を阻止しやうと圖つた。關白等も彼等に抗する事が出来ず已むを得ず其れに従はねばならなかつたが主上は之に依つて大に逆鱗ましまし、關白鷹司輔熙以下の公卿を詰責し給ひ「毎々朕が申出候儀を押返候儀必竟論言如汗と申して一度出て容易に不可返者なるを右等每度違却に及び申候は、其方共不行届と申者也、以外なる儀に候、若此以後たやすく勅を返すに於ては、朕に於ても位をすべからざる間、關白並に其方共も辭職辭表致候覺悟可有之

候」との激越なる勅諭を降されるに至つた。其後八月十三日に至つて、過激派によつて又も天皇大和に行幸ましまし、神武天皇山陵、春日神社等を御參拜の後、攘夷親征の軍議あらせらるべき旨の御沙汰が發せられた。斯くの如く彼等の計畫する所は日一日と激しく成り行きて、若し此儘に推移せば、彼等の爲めに如何なる事變を惹起すべきか測り知り難い危機に迫つて來たから、中川宮、近衛忠熙等は密かに謀るが所あつて、八月十七日暮夜兩人は急遽參内して御前に於て何事かを伏奏した。斯くて翌十八日に至つて突然大和行幸延引の御沙汰は發せられ、長藩の宮門守護を解いて會津薩摩、淀の三藩をして之に代らせ、召命無き者は何人と雖も一切宮門内に入る事を禁せられ、極端派の公卿等は此日を期して悉く廟堂から驅逐されて舞つた。所謂八月十八日の政變と稱せられるものは之である。

六

此政變以前の極端派の行動は實に無謀を極めたものであつて、叡慮を矯めてまでも自説を遂行せんとする專横の振舞に對して主上は甚しく逆鱗あらせられたのである。政變の際の御沙汰書には

夷狄御親征の儀、未だ御機會に無之叡慮候處、矯宸衷御沙汰の趣、施行に相成候段、全思召に不被爲在候。

と見えて居り、又男山行幸後、間もなく四月二十三日に中川宮に賜はつた宸翰にも

連日快霽薄暑催候處、倍々々々々々者(中略)如御申社參モ先々無異ニ相濟重々以安心候、實ニ深神助之處誠ニ以奉謝ニ無限事ニ候、實ハ過日一封ニテ密々申入候後、段々ト心痛之廉相増候、余持病之眩暈相發、十日之云連モ遠路之乘輿重大之義勤難、大心痛ニ由、臨期延引之義、十日朝關白云々之通候處、於關白モ尤ニハ存取云々ニテ々々發言成カタク候間、

叡慮決云々取出様返事候間、三條ト面會、即押而逢候處、同様關白ニ承候由ニ而、實病虛病尋候而、不承知

之様子乍、御違例御決定ナクハ仲事故、其後決定之趣意兩役へ差出候處、急ニハ無返事處へ、關白入來ニ而面會萬々話合候處へ、參政國事寄人ト云々ニ而、御違例タリ共、是非行幸有是様、全虛病云々少允ニ召寄、尋御留申ヌヤウ申聞云々之、此上ハ云々御内義へ踏込其上共無承引ハ、直ニソレカシ鳳輦へ入ル、ヤノト、クシカラシ大強勢之由恐々入候へ共、此上ハ御決心次第致方ナクト關白モ大ニ心痛之次第ニ候、其大騒ノ用濟候後、兩役返事ニ而、何卒御所勞押而行幸有是候様トノヌラクラ返事ニ候、其故誠ニ心痛乍、十一日行幸候處、全神助ニテ、少々之逆上ハ候へ共、予始下々無異ニ相濟候而、先以安心之事ニ候、實ニ是斗ニ不限、血氣之堂上此儘ニテハ萬事ニ只々我意募候而、予關白失權兩役ハ云々々々堂上ニ次第ニ相成、朝廷云々付此上云々々々右之次第荒々乍、御話申入候、何卒此上ハ一廉之御智謀ニ而、實ニ薩州ヲ招寄、予始三郎ト一致ニ而、暴論之堂上キト目ノアキ候様イタサネハ逆モトモナラス、日々夜々心配候、何分參政國事寄人云々云々止ニ相成候而、一廉改革ニ不成候而者、逆モ

々々國亂之基ト候、何卒此邊得ト御密計有是度、内々其宮迄申入候間、決而不洩樣策ヲ帷幕之内ニメクラシ成功ヲ千里之外ニ御輝シ頼置候、余リ心配之余、又々申入候、決而關白へモ誰へモ先無御沙汰頼入候事、先ハ荒御話申入候也（近衛公母家所藏）
（文書、宸翰寫）
四月二十三日

と宣はせられてあつて、此等を拜しても、如何に彼等の我儘であつて、従つて其れに對して主上の如何に御深憂あらせられたか、窺ひ奉られて恐多い次第である。

抑八月十八日の政變が何人によつて企てられたかといふ事は當時よりして既に種々の風説が有つて、或は尹宮であるともいひ、或は會藩又は右府以下の所作であるとも云はれてゐたが、實は其れ等の發意では無く、全く主上の宸衷より出で給ふた事であつた。其事は五箇條宸翰に

一、十八日一件掃攘改革者、眞實朕腹發之事ニ候處、不取留事乍、非眞實之愞慮、尹宮會藩又者右府已下之

所作之様風説候尤風説故無頓着之事乍、又々疑念發言
モ無益之怪我人^い而者深心痛^い故、別紙尤廻覽^い半右
仍茲不注
府以下令廻覽^い事ニ^い

と述べさせられて居りさては

其後追日時勢モ種々様々ト相替^い後、過激之義相起^い
是モ元ハ忠誠乍、浪士暴論之輩ニ被惑^いヨリ前後不辨
予存意矯屢候ニ相成、忠變不忠之勤仕、關白モ失權、
朕座前ト退語ト全相違、考ニ兩管ニ相似、重職不相應
之件々モ有之^い、隨而ハ兩役モ只々時宜ヲ見ノ勤方深
心痛不容易^い、是ト云モ、朕愚昧ヨリ所起、悲歎不過
之^い、依之而尹宮者從來股肱之連枝故、内密申談、會
藩ヲ頼、既ニ八月十八日之一件ニ相成、深喜悅之事ニ
^い、

と宣はせられてゐる事に依つて窺ひ奉られるので
ある。

此の政變後間もなく尹宮、前關白忠熙、右大臣
齋敬に宛て、左の如き宸翰を賜つた。

元來攘夷ハ皇國之一大重事、何共苦心難堪^い、乍去三

條初恭(暴)烈之所置、深痛心之次第、聊朕之了簡不探
用、其上言上モ無、浪士輩ト申合セ、勝手次第之所置多
端、表ニ者朝威ヲ相立^い杯ト申^い得共、眞實朕之趣意不
相立、誠我儘下ヨリ出ル^い歡感而已、聊朕之存意不貫徹
實々取退ケ度段、兼々各へ申聞居^い處、去ル十八日ニ
至リ、望通りニ可忌輩取退ケ、深ク悅入^い事ニ^い、解
官位之事急速取計^い様、過日々度々申聞^い處、漸承知
致吳喜悅之事ニ^い、重々不埒國賊之三條初取退、實々
爲國家幸福、此上ハ朕之趣意相立^い事ト深悅入^い事、
和州浮浪之一件モ不容易事、右ハ何迄モ追討申付^い、
速ニ下知在之^い様、浮浪モ眞實之朕意ヲ相立^いへハ、
依頼ニモ存^い得共、三條初暴(暴)烈ニ隨從、實ニ可罰
者ニ候、早々追討之様、分而^い存候、長州父子ハ温
純之人ながら、藩士恭(暴)烈夥敷、右ハ嚴重ニ罰度事
ニ^い、各精勤頼入^い、是迄度々恭(暴)烈取退ケ度段、
各へ申聞^い得共、而不應、深朕身ニ迫リ、難澁之所、
今日之姿ニ相成、安心之事ニ^い、今度召^い諸藩上京之
上、朕之趣意貫徹祈入^い、兎角末之見留無恭(暴)烈ニ
而者、後忠可有之、深ク心配事ニ^い也、

右大臣

尹宮

前關白

(近衛公爵家
所藏文書)

豫てよりの御希望が達せられ御満悦の御模様が拜せられると共に、國事に對して如何に大御心を痛ませられたか、窺ひ奉られるのである。

政變後長藩は京都を退いて歸國し、三條實美以下七卿は彼等と共に長州に脱走するに至つたが、彼等は決して其儘に止むものではないから、必ずや機を見て政權回復の舉に出でるに相違なく、既に其爲め種々の策略を廻らしてゐるとの風聞も有つたから、主上は彼等及び其一味に對して種々細心の御注意を拂はせられた。其事に就ては二十五箇條宸翰に次のやうに述べさせられてゐる。

一、去八月十六日脱走之實美以下七人ハ實以暴激私情己之人體從來苦心い處、既ニ脱走后モ種々之姦策ヲ廻實以害基ニい得共、急度嚴重之所置ニ致度存い、依之

先歸洛致サセい上、嚴重ニ後禍ニ不成様之手段内該依頼い。何分此姿ニ而ハ實々爲方不宜ト内心心配い。何分大膽之輩故嚴重ニナクテハ如何ト深存い。復職ナト之沙汰モ有之哉乍、決而成間敷い間、猶美策是又頼入い事。

一、元同輩ニ而不脱走之輩者、當時差控、他人面會止申付有之い。右者不脱走丈輕罪乍、何等之密計モ難計心痛い。右之輩ハ其方智略ニ而、是迄之所存令改心様説得ハ相成間敷哉。但十二八九迄ハ六ヶ敷哉共存い。右出來い得者重疊。左ナクハ朕眞實免迄ハ決而不宥免、嚴重に簡居之様ト存い。天下之主萬民子育之事、一人ニ而モ刑罪ハ不好。説得而改心ナクハ一人ニテモ無難之様ト存い得共、宥寬過い而ハ、愚計暗眼ニ相成心配い。猶勘考有之度い事。猶勘考之上承い上ハ又々予存意いへハ猶又可打合い事

一、正親町少將者不脱走いへ共、何分中山家之胤トウモ人質不宜い。當時差控申付置いへ共、如毛利秀才何等之姦何時仕出モ難測い。右者深朕存慮有之い間、正親町ヨリ辭表辭官位除席ニ相成い様、右之次第ニ相成

い上者、又何等之事仕出モ計難い間、實父中山家ニ而堅固ニ籠居可然存い。右之義何卒運熟考い上、大納言へ急度説得有之度い。右存意ニいハ、申譯頼置い也。

天皇は極端なる攘夷論を唱へる者の中に、堂上家が交り、共に謀を通ずるやうになつたのは、全く諸有志浮浪の輩の勸説によるものであるから、取締を嚴重にせねばならぬとの御思召で、堂上家に並に地下官人等に對して武士を其家に入させるには、よく其の人體を撰び、猥りに交通しないやうにと命せしめられ、列藩に對しても、浮浪人取締の事を嚴重に布告するやうに御申附けになつたのである。(廿五箇條宸翰)

然らば攘夷といふ事に對して、主上は如何なる叡慮で有らせられたかといふに、從來は往々誤り傳へられて居る。即ち彼の長州一派の過激なる攘夷策が全く叡慮の存する所に從つて講せられたものであると云はれた事である。併し其れは甚しい

誤解である事は既に述べた所によつても充分に知られるのが、更に二十五箇條宸翰には其れに就いて次のやうに述べさせられてゐる

一、攘夷之一件

右者今更無申迄茂、盟神明神州不汚穢、皇國之輝照永代無疆、萬民快樂已存意いヨリ、從來數度申出い得共何分年久之治世武備不充實い而者、無理之戰爭ニ相成眞實皇國之爲共不被存、當春以來之次第ニ而者、無法之所置トハ存い得共、多勢ニ無勢、其上如朕愚昧鈍言逆蔑申伏セい無力、徒然ニ附合い者、朕一身之不行屈已無他事い。

と仰せられてゐるのを拜すると、天皇には外夷の退去せん事をば、始終望ませられて居たけれども、さりとして其の爲めに武備の充實しないのに無理の戰爭を爲すのは眞實皇國の爲とも思はれないと思召して過激なる攘夷を好ませられなかつたのである。併し乍ら横暴なる彼等の爲めに抑壓せられ給

ひて無法の所置と思召ながら已むを得ず彼等に從はせられたのであつた。

當時王政復古と關東委任と兩説が有つて、急進派は前者を主張して種々運動したが、主上は又之を好ませられずして、寧ろ關東御委任の御意思であらせられた。二十五箇條宸翰には其事を

一、關東へ委任王政復古之兩説有之、是モ暴論之輩復古深申張、種々運計略いへ共、於朕者不好、初發ヨリ不承知申居い。過日決心申居い通、何レニ茂大樹へ委任之所存ニい。此義者先達而大樹へモ直ニ申渡、一橋エモ直話ニ而、今更替い義無之、何處迄モ公武手ヲ引、

和熟之治國ニ臨度い。右之義深心得貫度い事。

と宣はせられてゐる。其れは今、内外多事の際であつて、此上急激なる政變を見るに至つては益國内を紛擾せしめて外夷に乗せられる虞があるから當分は此儘甚しき變革を爲さず、他日適當なる時期に至つて復古せしめても晚くはないとの窺慮で

あらせられたものと拜察する。併しながら諸政御委任とは云へ、國家の大政大儀は必ず奏聞を遂げて後に執行すべき事を命せられたのであつて、決して萬事に就いて幕府の專斷を御許しになつたのではなかつた（元治元四二十御沙汰書）。斯くの如く攘夷論に對しても、王政復古説に對しても、共に決して盲目的の極端論に迷はせられず、何れに對しても至極穩當にして理智的の御見解を有せられたのは誠に尊ぶべき聖天子の御器量を具へさせられたものと欽仰し奉るのである。

天皇が腹心の臣として常に最も御信任あらせられたのは中川宮と近衛忠烈であつて、中川宮は殊に御近親の御間柄とて深く御依頼遊ばされた。文久三年十二月頃宮に對して兎角の風評が起つて、三條橋畔其他に張紙を以て、宮は會津と共に陰謀を企て、天皇を呪咀し奉る大逆賊であるなど、揭示した者が有つたが、主上は其れ等に對して少し

も御疑惑あらせられず、御信任の度の少しも渝らせられなかつた事は左の宸翰を拜しても明に窺ひ奉る事が出来る。

別紙黒服例之打明申入い、抑昨日御面會之砌、餘程申度い得共、又々列座之義、十分ニモ難申出い間、漸半口計算元寄申入、可否之義無御分ト芽拵成ニ及御別い……………先昨日承い處ニ而者、尹宮事何か奸謀有之一件、實者於此方モ何入耳い事モい得共、強而不申出者豈體不頓着、即右様之義モ種々申觸いハ、即長州ヲ根本トシ、右長州ニ附屬之輩申出、人氣ヲ迷シ、終ニ者予之腹ヲモクツカヘス手段ト存い、是カ即暴人共八月十八日之一條ヲ俗ニヒクリカヘシ、咎之輩再生之手段右手廻シ足廻シハ策略ニハ間、左様得者於予之離策故一説無頓着、強而發言迄モ無之打捨い、先又左程迄巨細之義モ不承い事、北野之張紙トカ事者入耳い得共、未寫モ不手入い間、何共不承い得共何分尹宮肥後守等手ヲ組、何カ(於)於石清水誰ト申僧ヲカタラヒ呪詛有之由、又尹宮予位ヲ取此間缺字候由之義風説ニ承候

得共、例之風説即戊午年モ有之義、其時スラ於予ハ一説不頓着、譯別而當説去八月十八日之一條ハ、全予變照拂候者會津周旋トハ年中、頓ト元ハ其宮之御周旋事ニ候、……………於尹宮予腹ハ十分御見ヌキ、於予モ尹宮之心底ハミヌキ候ツモリ、眞定ノ連枝ト存候ニ、左様之姦策カマニ合候テハ、實ニ大變故、決シテ疑心無之、不相變附合有之度候事……………十二月三日

(近衛公爵家所藏文書宸翰寫)

之に依つても天皇の御襟度の如何に廣濶であつて御神格の如何に偉大にましましたか、充分に拜される。

次に近衛忠熙に對しては御信賴の度、他の諸公と異り、事毎に親しく宸翰を賜はつて御下問あらせられ、若しくは御諮詢の爲めに參朝を命せられ或は事件の經過を御示し遊ばされた。此等の爲に公に賜はつた宸翰が實に百數十通の多きに及んでゐるを見ても、如何に御依頼の度の厚かつたか、窺はれるであらう。主上は公と中川宮とを共に股

肱と御頼み遊ばされて機密の事をも一切宸衷を打開けての御語らひであらせられ、公も亦匪躬の誠を盡して献替最も努めたのである。公に賜はつた宸翰の中に中川宮と公の事を

御兩人共御出、實ニ頼入候事、左様無之候、而ハ私一身

茲ニ狂、不慮之發念難計候間、何卒其邊御推察ニテ、青

門（中川宮）ヘモ得ト得ト御教諭是非是非頼入候事

（近衛公爵家所藏文書）

と宣はせられてゐるのは君臣水魚の御交り勿體なき事共である。

七

天皇の御在位中には以上に記した重大なる諸種の事件の外には内にも蛤御門の交戦、長州兩度の征戦が有り、外には英佛米蘭四國聯合艦隊の下關砲撃（元治元年八月）、横濱港内碇泊諸外船の攝海侵入（慶應元年九月）等の事が有つて、眞に内憂外患の絶ゆる隙無く、御軫念の一日も安んぜさせ給

ふ御事があらせられなかつたのである。斯かる内に慶應二年となり、其の十二月には圖らずも天皇は御痘瘡に罹らせ給ひて遂に寶算三十六を以て崩御あらせられたのは誠に御痛はしくも恐れ多い御事と申さなければならぬ。

實に天皇は我國歩の多艱多難の際に出でました其の御代は正しく覇府政治より王政復古へ、舊日本より新日本へ移らんとする重大なる過渡期に當つて、世を舉げて紛糾混亂に陥つた際である。其間波瀾萬疊の如き内外の諸難件を殆んど御一身に御引受け遊ばされ、國利民福の爲に日夜痛く宸襟を惱ましめられたのであつて、其の御心勞の如何に多大であらせられたかは御躬らでさへ到底筆紙に述べ盡し難いと宣はせられてあるによつても（文久四年二月會）充分に拜察し奉る事が出来るのである。他日明治維新の鴻業、邦家無前の隆運を見るに至つたのは全く天皇の御軫念の中から歩一步と

其素地を作らせ給へる結果であつて、國民上下の永く感佩し奉らねばならぬ所と信ずる。此小編を作つた徵衷もこゝにあるのであるが、至尊の御聖

徳を甚しく冒瀆し奉つた事は誠に恐懼に堪へない次第である。

鑒眞和上の戒壇に就いて

文學博士 松本文三郎

一

天平勝寶六年二月、鑒眞和上入京し、同四月東大寺盧遮那佛殿の前に於て戒壇を立て、天皇々太子を始め舊大僧をして受戒せしめたることは、抑も我邦に於ける正式の僧侶の顯はれた始めとして、我佛教史上著明な事實である。元來戒律によれば三師七證と稱し、少くとも十人以上の僧侶の面前に於て、受戒の作法を行じたものでなくては具戒の比丘即ち僧侶たる資格を具備したものとす

なさぬのである。鑒眞渡來以前には斯かる具戒の僧侶もなかつた。又假令ひ支那に於て受戒したものがあつたとしても、未だ十人の數に満たざるので、凝然もいふ如く「諸僧皆依瑜伽、行三聚淨戒自誓作法」したのである。南都に於ては道昭以來法相家が幾回も傳來せられ、又其研究も盛であつたから、其本典たる瑜伽論によつて、受戒せんと欲するものあれば、單獨に佛前に誓ひ、之を以て其比丘たるものゝ作法となした。これが自誓作法